

公表版

## 第二次調査報告書

学校法人東京医科大学第三者委員会

平成 30 年 12 月 21 日

学校法人東京医科大学 御中

学校法人東京医科大学第三者委員会

委員長 那 須 弘 平

委員 半 田 正 夫

委員 大 野 京 子

本報告書は、学校法人東京医科大学第三者委員会が東京医大に対し提出した平成 30 年 12 月 21 日付第二次調査報告書について、現在係属中の刑事事件への影響の回避、プライバシーの保護、入試業務の機密保持等の観点から、適宜修正を行い、東京医科大学が公表するものである。

## 目次

第1	本報告書について	1
第2	当委員会の構成及び調査の方法	1
第3	医学科入学試験の概要	2
1	医学科入学試験に関する法令及び学内の規則	2
(1)	学校教育法	2
(2)	大学設置基準	3
(3)	学則	3
(4)	教授会規程	4
(5)	教育委員会規程	5
(6)	入試委員会内規	5
(7)	アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）	5
2	入学試験に関連する会議体及びその構成員	6
3	入学試験の概要（平成25年度から平成28年度まで）	7
(1)	入学試験の種別	7
(2)	一般入試	8
(3)	センター利用入試	10
(4)	一般公募推薦入試	11
(5)	地域枠特別推薦	11
4	合格者決定までの手続	12
(1)	一般入試	12
(2)	センター利用入試	17
(3)	一般公募推薦入試	19
(4)	茨城及び山梨特別推薦	21
(5)	茨城県地域枠入試	22
(6)	入学者数の総計	24
5	入試関係データの利用・保管状況	24
第4	平成25年度ないし平成28年度医学科入試における問題行為	24
1	平成26年度推薦入試合否判定における問題行為	25
2	その他の問題行為	26
(1)	小論文の得点変更（平成25年度及び平成26年度）	26
(2)	個別の減点事例	28
第5	属性調整及び個別調整が行われる前の合格者選定名簿の復元及びその分析	28
1	平成25年度入学試験について	29
(1)	属性調整及び個別調整がされる前の一般入試及びセンター利用入試合格者選定名簿の復元	29
(2)	復元結果の分析	29
(3)	一般入試及びセンター利用入試における問題行為の特定	30
(4)	推薦入試における個別調整	32

2	平成26年度入学試験について	32
	(1) 属性及び個別調整前の一般入試及びセンター利用入試合格者選定名簿の復元	32
	(2) 復元結果の分析	32
	(3) 一般入試及びセンター利用入試における問題行為の特定	33
	(4) 推薦入試について	34
3	平成27年度入学試験について	35
	(1) 属性及び個別調整前の一般入試及びセンター利用入試合格者選定名簿の復元	35
	(2) 復元結果の分析	35
	(3) 一般入試及びセンター利用入試における問題行為の特定	36
	(4) 推薦入試について	38
4	平成28年度入学試験について	39
	(1) 属性及び個別調整前の一般入試及びセンター利用入試合格者選定名簿の復元	39
	(2) 復元結果の分析	39
	(3) 問題行為の特定	40
	(4) 推薦入試について	41
5	合格者選定名簿の復元の結果のまとめ	42
第6	平成25年度ないし平成28年度医学科入試受験生に対する対応について	43
1	前提	43
2	提言	44
第7	平成31年度入試に関する改善策について	46
1	入試改善策の具体的な内容	46
	(1) 入試改善委員会の設置	46
	(2) 入試改善委員会の提案	46
	(3) その他に実施された入試改善策	48
2	入試改善策の評価等	49
	(1) 評価	49
	(2) 今後に向けての留意	52

略語表

	略語	正式名称 ※肩書は平成30年7月現在
い	医学科	東京医科大学医学部医学科
	一般入試	一般入学試験
	一般公募推薦入試	一般公募推薦入学試験
	茨城県地域枠入試	茨城県地域枠入学試験
	茨城特別推薦	茨城県地域枠特別推薦
う	臼井氏	臼井正彦氏（学校法人東京医科大学前理事長）
か	学則	東京医科大学医学部学則
	学務課	東京医科大学教育部医学科学務課
	看護学科	東京医科大学医学部看護学科
き	教育委員会規程	東京医科大学医学部医学科教育委員会規程
	教授会規程	東京医科大学医学部医学科教授会規程
く	繰上合格	正規合格者又は上位の補欠合格者が入学手続を行わなかったり、入学を辞退したこと等により、募集人員に欠員が生じた場合に、補欠合格者に、合格者としての地位を与えること
し	職務分掌規程	学校法人東京医科大学事務分掌規程
す	推薦入試	一般公募推薦入試、茨城特別推薦及び山梨特別推薦の総称
	鈴木氏	鈴木衛氏（東京医科大学前学長）
せ	センター利用入試	センター試験利用入学試験
た	第一次報告書	当委員会の平成30年10月22日付第一次調査報告書
と	東京医大	学校法人東京医科大学または同法人が設置する学校である東京医科大学
な	内部調査委員会	学校法人東京医科大学内部調査委員会
に	入試委員会	入学試験選考委員会
	入試委員会内規	東京医科大学医学部医学科入学試験選考委員会内規
	入試用システム	東京医大が使用しているクライアントサーバ型の入試システム
	入試用PC	入試用システムがインストールされたパソコン
ま	マークシート読取用PC	マークシート読み取りに用いられるパソコン
や	山梨特別推薦	山梨県地域枠特別推薦
A	A氏	東京医科大学幹部でもあった元入試委員

## 第1 本報告書について

東京医大は、平成30年8月28日、平成25年度から30年度までの東京医大医学科の入学試験における不適切な行為等の調査を主たる目的として当委員会を設置した。当委員会は、日本弁護士連合会策定の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」が定める第三者委員会として、中立公正な立場で調査等の活動を行うことを目指すものである。

当委員会は、平成30年10月22日、東京医大に対し、平成29年度及び平成30年度の医学科入学試験における不適切な行為の有無、当該行為がなかった場合の入学試験の具体的な結果、並びにそれに関する是正措置に関する提言について、第一次報告書を提出した。

当委員会は、第一次報告書において報告未了であった事項について調査を続けてきたが、本報告書では、本日時点で報告可能な事項、具体的には、平成25年度から平成28年度の医学科入学試験における不適切な行為の有無、当該行為がなかった場合の入学試験の具体的な結果、及びそれに関する是正措置に関する提言を中心に報告を行う。

## 第2 当委員会の構成及び調査の方法

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 那須弘平弁護士（あさひ法律事務所オブカウンセル・元最高裁判所判事）

委員 半田正夫弁護士（TMI 総合法律事務所顧問弁護士・元青山学院大学理事長・学長）

委員 大野京子医師（東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科教授）

なお、当委員会は、引き続き、その補助者として、以下の弁護士を本調査に従事させた（いずれも、あさひ法律事務所所属の弁護士）。

金子憲康、南部恵一、山本陽介、高根和也、熊野祐介

また、本報告書の調査の方法は、第一次報告書と基本的に同様である。当委員会は、本日までに、東京医大役職員（退職者を含む）及び外部関係者合計36名（延べ53回）についてヒアリングを実施した。

なお、本報告書の前提条件及び留保事項も第一次報告書と同様であるが、以下再掲する。

- ① 本報告書は、限られた期間において、現時点で存在している任意に提供された資料及び情報に基づき行われた調査・検証の結果である。当委員会は、可能な限り真実を追求すべく努力したが、合理的に推測される範囲内での記載にとどまった箇所もあるなど、その結果には自ずと限界がある。
- ② 本報告書に記載された当委員会の意見は、当委員会としてのものであり、各委員が所属する組織・団体の意見を代表するものではない。
- ③ 本報告書は、東京医大が本件への対応を検討するための基礎資料として作成されたものであり、それ以外の目的や、東京医大以外の者が用いることは想定されていない。
- ④ 本報告書は、東京医大及びその関係者の民事及び刑事上の法的責任を判断するものではない。

### 第3 医学科入学試験の概要

#### 1 医学科入学試験に関する法令及び学内の規則

平成25年度から平成28年度までの入試において適用される法令及び学内の規則は、以下のとおりである。

##### (1) 学校教育法

平成26年改正後の学校教育法(平成27年4月1日施行)は、「学生の入学」に関する事項について、次の定めを置いており、「学生の入学」に関する事項については、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定することが明確化されている。

##### 学校教育法第93条

- 1 大学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - 二 (省略)
  - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 (以下、省略)

平成26年改正後の学校教育法は、教授会の役割を教育研究に関する専門的な審議を行う機関であることを明確化するとともに、大学運営における最終的な権限と責任が学長に帰属することを明確化するため、以下のとおり定められていた学校教育法第93条を改正したものである。

学校教育法（平成26年改正前）第93条

- 1 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。
- 2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

ただし、平成26年改正前においても、「学生の入学」に関する事項は、伝統的に、教授会における重要な審議事項と解されており、平成26年改正に伴い削除された旧学校教育法施行規則144条は、「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。」と定めていた。

以上から明らかなどおり、学校教育法は、平成26年改正の前後を通じて、大学運営の最終的な権限と責任は学長に帰属するものであり、「学生の入学」に関する事項についても、「学長」が決定を行うものであるが、平成26年改正により、「教授会」は、学長がその決定を行うに当たり、意見を述べるものであることが明確化されている。

## （2）大学設置基準

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）については、第一次報告書記載のとおりである。

## （3）学則

東京医大においては、学則により、入学者の選考は学力試験その他の方法によるとされている（第24条第1項）<sup>1</sup>。

学則24条

- 1 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。
- 2 選考の方法は、別に定める。

<sup>1</sup> なお、学則第24条2項によれば、「選考の方法は、別に定める。」とされているが、入試に関する特段の規程は、存在していないとのことである。



東京医大の学則は、平成27年3月18日改正前は、以下のとおり「入学等学生の身分に関する事項」及び「入学試験に関する事項」については、「教授会」が審議することを定めていた。

学則（平成27年3月18日改正前）第13条

- 1 医学部医学科及び看護学科に、各学科の重要事項を審議するため、それぞれ教授会を置く。
- 2 教授会は、次の事項を審議する。
  - (1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
  - (2) (省略)
  - (3) 入学試験に関する事項  
(以下、省略)

しかし、前記学校教育法の平成26年改正を受け、学則は、平成27年3月18日に改正され（平成27年4月1日施行）、「入学等学生の身分に関する事項」及び「入学試験に関する事項」については、「学長」が決定を行うものであり、「教授会」は学長がその決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものと改められた。もっとも、前述した学校教育法の改正の趣旨も踏まえると、当該学則変更の前後を通じて、入学試験に関する学長及び教授会の規定上の位置づけに変更があったわけではないと考えられるし、実際の運用にも特段の変化はなかったようである。

学則（平成27年3月18日改正後）第13条

- 1 医学部医学科及び看護学科に、それぞれ教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
  - (1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
  - (2) (省略)
  - (3) 入学試験に関する事項  
(以下、省略)
- 3 (省略)

#### (4) 教授会規程

教授会規程は、平成27年3月18日以前は、以下のとおり定められていた。

教授会規程（平成27年3月18日改正前）第3条

教授会は、医学科に係る次の事項を審議する。

- (1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
- (2) (省略)
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) (以下、省略)

教授会規程も、平成27年3月18日、学則と平仄を合わせる形で、以下のとおり、改正された（平成27年4月1日施行）。

教授会規程（平成27年3月18日改正後）3条

- 1 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
  - (1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項
  - (2) (省略)
  - (3) 入学試験に関する事項
  - (4) (以下、省略)

#### (5) 教育委員会規程

医学科では、平成25年2月20日に教育委員会規程が制定され、同年4月1日に施行された。

教育委員会は、学則第15条に基づいて教授会が設置したものであり、「学生の入学に関する事項」を協議立案するものとされている（同5条（2））<sup>[2]</sup>。

#### (6) 入試委員会内規

入試委員会内規の内容は、第一次報告書記載のとおりである。

また、入試委員会内規によれば、入試委員会に関する事務は、学務課において行うこととされている（入試委員会規程10条、職務分掌規程11条（19））。

#### (7) アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

平成25年度から平成28年度までの間、医学科が定めていたアドミッションポリシーの内容は、以下のとおりである。

学生の不屈の努力と多くの支援者により設立された東京医科大学は、建学以来

<sup>2</sup> 平成26年学校教育法の改正に伴う改正はされていない。

「正義・友愛・奉仕」を旗印として、「自主自学」の精神に則り人間性豊かで社会に奉仕する医師を養成することを目標としてきました。

21世紀に求められる医療人となるためには、人々のためになる医療、医学研究を実践し、社会の負託にこたえなければなりません。医学部に入学するという事は、6年後には病気に苦しむ患者さんを目の前にし、全身全霊を傾けていることを意味します。

したがって、本学では建学の精神を踏まえ、大学の理念、目的に沿って次のような人を求めています。

- 1 十分な基礎学力をもつ人
- 2 日々の自己学習意欲が旺盛である人
- 3 自ら問題を発見し解決する積極性のある人
- 4 他者と積極的に関わることを志す人
- 5 他者の痛みを自分の痛みとして捉えることができる人
- 6 自らのおかれた立場を理解し、求められている役割を自ら果そうとする人
- 7 自らの意見を他者に伝えるだけでなく、他者の意見を理解できる協調性と柔軟性をもつ人
- 8 医療を通して国際的な視野で活動する志のある人
- 9 公平・公正な人

## 2 入学試験に関連する会議体及びその構成員

医学科の入学試験に関連する会議体の役割及び構成員は、次表のとおりである。

会議体	入学試験に関する役割	構成員	関連規程
教授会	学長が「入学・・・等学生的身分に関する事項」及び「入学試験に関する事項」について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる（教授会規程3条） <sup>[3]</sup> 。	学長、学科長、主任教授、東京医科大学病院長、茨城医療センター病院長、八王子医療センター病院長、一般教育主任及びその他学科長が指名する者	学則13条、教授会規程
教育委員会 <sup>[4]</sup>	医学科学生の教育に関する事項を協議立案する（教育委員会	学長、副学長（医学科長、研究科長 <sup>[5]</sup> ）、副学長補（基	学則15条、教育委員会規

<sup>3</sup> 前記のとおり、平成27年3月18日改正前は、「学長が決定するに当たり、審議し、意見を述べる事」が明記されていたわけではないが、その実質的な内容に変更はないものと解される。

<sup>4</sup> 前記のとおり、平成25年2月20日に制定され、同月4月1日に施行された教育

	規程 1 条)。	礎社会医学主任、臨床医学主任、西新宿キャンパス整備室長)、大学病院長、学生部長、医学教育学主任教授、卒前教育検討委員長、医学教育推進センター長 <sup>[6]</sup> 、一般教育主任及び医学科教授会選出の教育委員、その他学長が指名する者 <sup>[7]</sup>	程
入試委員会	教育委員会の付託のもとに、学生の入学及び退学に関する事項のうち、入学者の選抜実施に関し必要な事項を審議する(入試委員会内規 2 条)。	学長、副学長(医学科長)、副学長補 <sup>[8]</sup> (基礎社会医学主任、臨床医学主任)及び教育委員会から選出された 2 名	学則 15 条、教育委員会規程 5 条 2 項、入試委員会内規

### 3 入学試験の概要(平成 25 年度から平成 28 年度まで)

#### (1) 入学試験の種別

平成 25 年度から平成 28 年度までの医学科における入学試験の種別は、①一般入試、②センター利用入試、③一般公募推薦入学試験、④茨城特別推薦、⑤山梨特別推薦である。

学生募集要項によれば、各試験の内容は、次項以下で述べるとおりである。各試験の募集人員は、それぞれ下表のとおりである。

年度	一般入試	センター利用入試	一般公募推薦入試	地域枠特別推薦	
				茨城	山梨
25	70 名	20 名	20 名以内	8 名以内	—

委員会規程により、置かれた委員会である。

- 5 「研究科長」は、教育委員会規程の平成 28 年 12 月 21 日改正により、構成員に加えられた。
- 6 「医学教育推進センター長」も、教育委員会規程の平成 28 年 12 月 21 日改正により、構成員に加えられた。
- 7 「その他学長が指名する者」も、教育委員会規程の平成 28 年 12 月 21 日改正により、構成員に加えられた。
- 8 「副学長補」は、平成 25 年 4 月 17 日に改正及び施行された入試委員会規程により、入試委員会の構成員に加えられた。

26	70名 <sup>[9]</sup>	20名	20名以内	8名以内	—
27	75名	15名	20名以内	8名以内	2名以内
28	75名	15名	20名以内	8名以内	2名以内

## (2) 一般入試

### ア 概要

一般入試では、第1次試験及び第2次試験によって、合格者を決定する。

合格者のうち成績上位35位までの者は、初年度に納入する授業料250万円及び教育充実費250万円の合計500万円が免除される。

入学検定料は、6万円である。

なお、医学科においては、後述の茨城特別推薦の合格者数が、その募集人員(8名以内)を下回った場合、その下回った人数を募集人員と定めて、茨城県地域枠入試を実施している。当該試験の試験内容(出願期間、試験日、合格発表日、試験科目等)及び合格者の決定までの手続は、一般入試と同じである<sup>[10]</sup>。

### イ 第1次試験

第1次試験合格者は、学力試験成績によって判定され、決定される。

各年度の試験科目は、下表のとおりである。

#### (ア) 平成25年度及び平成26年度

教科	科目(出題範囲)	配点
数学	数学(I、II、III、A、B、C) (数学Bの科目中、統計とコンピュータ・数値計算とコンピュータを除く。数Cの科目中、統計処理を除く)	100点
理科	理科(「物理I、物理II」、「化学I、化学II」、「生物I、生物II」の3区分中2区分選択)	200点 (各100点)
外国語	英語II、リーディング、ライティング	100点
配点合計		400点

<sup>9</sup> 学生募集要項に定められた募集人員は70名であるが、平成25年12月19日付け「地域の医師確保等の観点からの平成26年度医学部入学定員の増加に関する追加申請について(通知)」を受けて、地域医療を担う医師の養成を図るために、山梨県の実施する地域医療再生計画と連携し、地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠として、2名、募集人員が追加されている。

<sup>10</sup> 平成29年度入試及び平成30年度入試においても当該試験は実施されたが、いずれの年度も、合格者はいなかった。

**(イ) 平成27年度**

教科	科目（出題範囲）	配点
数学	数学（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、A、B） （数学Bは、「数列」及び「ベクトル」を出題範囲とする）	100点
理科	「物理基礎・物理」と「化学基礎・化学」、 「物理基礎・物理」と「生物基礎・生物」 「化学基礎・化学」と「生物基礎・生物」 の中から1組を選択	200点 （各100点）
外国語	英語Ⅱ、リーディング、ライティング	100点
配点合計		400点

**(ウ) 平成28年度**

教科	科目（出題範囲）	配点
数学	数学（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、A、B） （数学Bは、「数列」及び「ベクトル」を出題範囲とする）	100点
理科	「物理基礎・物理」と「化学基礎・化学」 「物理基礎・物理」と「生物基礎・生物」 「化学基礎・化学」と「生物基礎・生物」 の中から1組を選択	200点 （各100点）
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ	100点
配点合計		400点

**ウ 第2次試験（第1次試験合格者のみ）**

第2次試験合格者は、第1次試験合格者に対して課される小論文、適性検査及び面接の各試験結果に、第1次試験の成績及び調査書<sup>11</sup>を加味し、総合的判定によって、決定する。

<sup>11</sup> 調査書保存規定等により調査書が提出できない場合には、志願書に記載されている経歴等に基づき、面接で評価される。

### (3) センター利用入試

#### ア 概要

センター利用入試は、前記「一般入試」の第1次試験に替えて、大学入試センターが実施するセンター試験の得点をもとに、第1次試験の合格者を決定する試験である。

合格者のうち、平成25年度及び26年度については成績上位20位までの者、平成27年度及び28年度について上位15名の者（すなわち、正規合格者）は、初年度に納入する授業料250万円及び教育充実費250万円の合計500万円が免除される。

入学検定料は、4万円である。

#### イ 第1次試験（センター試験）

受験者は、センター試験のうち、次表の科目を受験する必要があり、それらの合計得点が、第1次試験合格者判定のための基礎資料となる。

##### (ア) 平成25年度及び平成26年度

教科	科目（出題範囲）	配点
国語	「国語」	200点
数学	「数学Ⅰ・数学A」と「数学Ⅱ・数学B」2科目必須	200点 (各100点)
地理歴史 公民	地理歴史「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」および公民「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」の中から1科目選択	100点
理科	「物理Ⅰ」、「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」の3科目の中から2科目選択	200点 (各100点)
外国語	「英語」（リスニング含む）	250点
配点合計		950点

##### (イ) 平成27年度及び平成28年度

教科	科目（出題範囲）	配点
国語	「国語」	200点
数学	「数学Ⅰ・数学A」と「数学Ⅱ・数学B」2科目必須	200点 (各100点)

地理歴史 公民	地理歴史「世界史 A」、「世界史 B」、「日本史 A」、「日本史 B」、「地理 A」、「地理 B」および公民「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」の中から1科目選択	100点
理科	「物理」、「化学」、「生物」の3科目の中から2科目選択	200点 (各100点)
外国語	「英語」(リスニング含む)	250点
配点合計		950点

#### ウ 第2次試験（第1次試験合格者のみ）

センター利用入試における第2次試験の内容は、前記「一般入試」の「第2次試験」と同様である。

#### (4) 一般公募推薦入試

##### ア 概要

一般公募推薦入試は、「東京医大建学の精神を理解し、正義、友愛、奉仕の心を持つ、心身共に健全な学生を全国に求め、輝ける21世紀の医学と医療の発展に貢献する人間性豊かな医師と医学研究者の育成に資すること」を目的とする推薦入学試験である。

入学検定料は、6万円である。

##### イ 選抜方法

一般公募推薦入試では、高等学校長の推薦書、調査書、志望の動機書のほか、東京医大で実施する小論文、適性検査、基礎学力検査、面接の評価を総合的に判定して、合格者を決定する。

#### (5) 地域枠特別推薦

##### ア 茨城特別推薦

茨城特別推薦は、将来、茨城県の定める医療機関において一定期間医師の業務に従事しようとする熱意のある入学者を選抜するもので、茨城県出身者を対象とする入学試験である。入学者には、茨城県から医師修学資金が貸与される。

入学検定料は、6万円である。



## イ 山梨特別推薦

山梨特別推薦は、将来、山梨県の定める医療機関において一定期間医師の業務に従事しようとする熱意のある入学者を選抜するもので、山梨県出身者を対象とする入学試験である。入学者には、山梨県から医師修学資金が貸与される。入学検定料は、6万円である。

## ウ 選抜方法

一般公募推薦入試と同様、高等学校長の推薦書、調査書、志望の動機書のほか（茨城特別推薦においては、茨城県が実施する修学資金貸与のための面接により作成した調査書を含む。）、東京医大で実施する小論文、適性検査、基礎学力検査、面接の評価を総合的に判定して、合格者を決定する。

## 4 合格者決定までの手続

平成25年度から平成28年度までの前記各試験制度における合格者決定までの手続及び各試験制度に基づく選抜状況は、それぞれ次のとおりである。

### (1) 一般入試

#### ア 第1次試験

##### (ア) 作問

第1次試験(学科目試験)の作問は、出題委員に選任された教授らが行う。出題委員が作成した問題は、入試委員会に提出されることなく、出題委員限りの検討により、内容が決定される。

##### (イ) マークシート式試験の採点

マークシート試験の採点方法は、第一次報告書の内容と概ね同じである。

##### (ウ) 記述式試験（数学）

数学における記述式試験は、平成29年度入試から導入されており、平成25年度入試から平成28年度入試においては、実施されていない。

##### (エ) 合格者の決定方法

第1次試験の合格者決定方法についても、第一次報告書に記載した内容と概ね同じである。

#### イ 第2次試験

第2次試験の合格者は、第1次試験の成績のほか、第1次試験合格者に対し

て課される小論文、適性検査、面接の各試験結果及び調査書の内容を総合的に判断して決定される。

**(ア) 小論文**

a 第2次試験の小論文（問題及び採点基準）の起案も、出題委員に選任された教授らが行う。

第1次試験とは異なり、第2次試験の小論文については、出題委員による起案後、入試委員会にそれが提出され、入試委員会での審議を経て、問題及び採点基準が確定する。

b 小論文の得点は、第1次試験の得点と合算され、その合計得点に基づいて、受験生が順位づけされることとなる。

小論文の配点は、毎年、試験実施前に開催される入試委員会で審議され、決定されていたが、公表はされていない。

平成25年度から平成28年度までの第1次試験及び小論文の配点は、次表のとおりである。

年度	第1次試験の配点	小論文の配点
25	400点	100点 (50点満点×採点委員2名)
26		100点 (50点満点×採点委員2名)
27		40点 (20点満点×採点委員2名)
28		40点 (20点満点×採点委員2名)

c 学務課の職員は、第2次試験の実施後、答案用紙の受験番号及び氏名をマスキングしたうえ仮番号を付した答案用紙のコピーを作成し、採点委員にそれぞれこれを交付する。

採点委員は、予め定められた採点基準に基づき、答案を順次採点した上、その点数を小論文採点表に転記し、採点を担当したすべての受験生の点数を1つの書面に集約する。

**(イ) 適性検査**

適性検査については、第一次報告書に記載した内容と概ね同じである。

## (ウ) 面接

面接についても、第一次報告書に記載した内容と概ね同じである。

## (エ) 合格者の決定方法

### a 「小論文検討会」

前記のとおり、採点委員は、第2次試験実施後、答案を順次採点する。

平成27年度以降の入試においては、採点委員による採点結果が、そのまま小論文試験の最終得点として扱われ、その得点が後記「一般・2次合格者選定名簿」に記載され、これが合否判定のための資料として、入試委員会に提出されることとなる。

これに対し、平成25年度及び平成26年度入試においては、採点委員による採点の後、合否判定のための入試委員会の開催に先立ち、「小論文検討会」が開催され<sup>[12]</sup>、そこで得点の見直しが行われ、見直し後の得点をもとに作成された「一般・2次合格者選定名簿」が、後日開催される合否判定のための入試委員会に提出されていた。

「小論文検討会」は、入試委員会規程を含む規程類には定めのない会議体であり、その発足の経緯や手続は必ずしも明確でないが、当委員会によるヒアリングに対し、小論文の採点は、1つの答案につき、複数名の採点委員がそれぞれ独立して採点を行うところ、当該複数の採点委員間で採点結果が大きく開くことがありうるので、その答案を見直すことにより適正な評価を行うことを目的として発足したものであると述べる者がいた（それに整合的と考えられる内容の資料も存在する）。

「小論文検討会」の構成員ないし出席者についても必ずしも明確ではないが、一般入試（及び後記センター利用入試）においては、入試委員及び出題委員が、構成員として、出席をしていたようである（なお、後記推薦入試（一般公募推薦入試及び地域枠特別推薦）においては、学長、副学長及び出題委員が、構成員として、出席していたようである。）。

「小論文検討会」では、受験番号及び氏名がマスクされたうえ仮番号が付された答案用紙のコピーのほか、第2次試験受験者全員の小論文の得点（採点委員複数名による各採点結果）が取りまとめられ、一覧化された「小論文素点リスト」が配布されていた。

出席者は、小論文素点リストを見ながら、複数名の採点委員による採点結果に開きのある答案を中心に検証を行い、得点の見直しを行っていた

---

<sup>12</sup> 「小論文検討会」の開始時期は、必ずしも明確でないが、遅くとも、平成24年度入試には活動していた痕跡が認められる。

(例えば、ある答案について、採点委員Aが30点、採点委員Bが10点を付けている場合、その答案の検証が行われ、採点委員Aの採点結果が高過ぎると判断された場合には、採点委員Aの付けた得点を30点から15点に変更する、という方法で、見直しが行われていた。)

ただし、検証の対象となった答案は、必ずしも、採点委員の採点結果に開きが見られるものだけでなく、2名の採点結果が一致している答案についても検証の対象とされたものがある。

検討終了後、配布された前記答案用紙のコピーや小論文素点リストは、原則として、会議終了時に回収されたようであるが、後記のとおり、一部持ち出しが行われていた。

## **b 入試委員会**

小論文検討会が実施されていない年度については、採点委員による採点終了後、小論文検討会が実施された年度については、小論文検討会による検討終了後、学務課の職員は、最終的な小論文の点数を入試用PCに手打ちで入力し(誤入力がないようにダブルチェックが行われている。)、入試用システムを用いて、合否判定のための入試委員会に提出するための合格者選定名簿(以下「一般・2次合格者選定名簿」という。)を作成する。

その後の合否判定の方法は、第一次報告書と概ね同じである。

## **c 教育委員会、教授会**

教育委員会及び教授会での審議を経て、学長が合格者を決定する方法については、第一次報告書と概ね同じである。

## **(オ) 補欠合格者の繰上げ**

補欠合格者の繰上げについては、第一次報告書の内容と概ね同じである。

## **ウ 選抜状況**

一般入試における平成25年度から平成28年度までの受験者数、第1次試験合格者数、第2次試験合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである(割合は、小数点第2位を四捨五入したものである。以下、同じ)。

### **(ア) 受験者数**

年度	受験者数		
	合計	男性	女性

25	2149 名	1351 名 (62.9%)	798 名 (37.1%)
26	2438 名	1544 名 (63.3%)	894 名 (36.7%)
27	2926 名	1868 名 (63.8%)	1058 名 (36.2%)
28	3231 名	2035 名 (63.0%)	1196 名 (37.0%)

**(イ) 第 1 次試験合格者数**

年度	第 1 次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
25	418 名	263 名 (62.9%)	155 名 (37.1%)
26	410 名	303 名 (73.9%)	107 名 (26.1%)
27	448 名	287 名 (64.1%)	161 名 (35.9%)
28	448 名	311 名 (69.4%)	137 名 (30.6%)

**(ウ) 第 2 次試験合格者（正規合格者及び繰上合格者）数**

年度	第 2 次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
25	144 名	93 名 (64.6%)	51 名 (35.4%)
26	169 名	135 名 (79.9%)	34 名 (20.1%)
27	156 名	104 名 (66.7%)	52 名 (33.3%)
28	154 名	109 名 (70.8%)	45 名 (29.2%)

## (エ) 入学者数

年度	入学者数		
	合計	男性	女性
25	79名	50名 (63.3%)	29名 (36.7%)
26	73名	61名 (83.6%)	12名 (16.4%)
27	81名	57名 (70.4%)	24名 (29.6%)
28	78名	53名 (67.9%)	25名 (32.1%)

## (2) センター利用入試

### ア 第1次試験

第1次試験については、第一次報告書の内容と概ね同じである。

### イ 第2次試験

センター利用入試における第2次試験の合否判定の方法は、前記「一般入試」の「第2次試験」と概ね同様である。

平成25年度から平成28年度までの第1次試験及び小論文の配点は、次表のとおりである。

年度	第1次試験の配点	小論文の配点
25	950点	100点 (50点満点×採点委員2名)
26		100点 (50点満点×採点委員2名)
27	950点	40点 (20点満点×採点委員2名)
28		40点 (20点満点×採点委員2名)

### ウ 選抜状況

平成25年度から平成28年度までのセンター利用入試の受験者数、第1次試験合格者数、第2次試験合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである。

る。

**(ア) 受験者数**

年度	受験者数		
	合計	男性	女性
25	990名	573名 (57.9%)	417名 (42.1%)
26	1077名	638名 (59.2%)	439名 (40.8%)
27	990名	567名 (57.3%)	423名 (42.7%)
28	915名	543名 (59.3%)	372名 (40.7%)

**(イ) 第1次試験合格者数**

年度	第1次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
25	164名	84名 (51.2%)	80名 (48.8%)
26	175名	94名 (53.7%)	81名 (46.3%)
27	168名	91名 (54.2%)	77名 (45.8%)
28	176名	116名 (65.9%)	60名 (34.1%)

**(ウ) 第2次試験合格者数**

年度	第2次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
25	52名	24名 (46.2%)	28名 (53.8%)

26	66名	37名 (56.1%)	29名 (43.9%)
27	54名	29名 (53.7%)	25名 (46.3%)
28	48名	33名 (68.8%)	15名 (31.3%)

### (エ) 入学者数

年度	入学者数		
	合計	男性	女性
25	13名	4名 (30.8%)	9名 (69.2%)
26	19名	10名 (52.6%)	9名 (47.4%)
27	9名	5名 (55.6%)	4名 (44.4%)
28	12名	8名 (66.7%)	4名 (33.3%)

### (3) 一般公募推薦入試

#### ア 試験内容

一般公募推薦入試の試験内容は、第一次報告書の内容と概ね同じである。一般公募推薦入試は、合格した場合に入学を確約できる者を対象とした試験であることから、補欠合格者は存在しない。

平成25年度から平成28年までの配点は、下表のとおりであるが、公表はされていない。なお、面接については、平成28年度は、得点化され、書類審査、小論文及び基礎学力検査の各得点と合算され、その合計得点順に受験生の順位付けされていたが、平成25年度から平成27年度までについては合算されず、評価の高い方から順に、A、B、Dの評価がされ、その評価をもとに合否判定が行われていた。

年度	書類審査	小論文	基礎学力検査	面接
25	100点	200点	400点	—
26	250点	250点	500点	



27	250点	250点	500点	
28	200点	200点	500点	100点

## イ 作問

小論文試験の作問については、前記「一般入試」の「第2次試験」の「小論文」と概ね同じである。

## ウ 合格者の決定方法

合格者の決定方法は、第一次報告書の内容と概ね同じである。

ただし、平成25年及び平成26年については、前記「一般入試」の「第2次試験」と同様、小論文検討会が実施されていた。

その際の出席者は必ずしも明確ではないが、前記「一般入試」の「第2次試験」とは異なり、学長、副学長及び出題委員だけであったようである。

## エ 選抜状況

平成25年度から平成28年度までの一般公募推薦入試の受験者数、合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである。

### (ア) 受験者数

年度	受験者数		
	合計	男性	女性
25	87名	51名 (58.6%)	36名 (41.4%)
26	98名	49名 (50.0%)	49名 (50.0%)
27	111名	61名 (55.0%)	50名 (45.0%)
28	99名	46名 (46.5%)	53名 (53.5%)

### (イ) 合格者数

年度	合格者数		
	合計	男性	女性

25	20名	14名 (70.0%)	6名 (30.0%)
26	20名	10名 (50.0%)	10名 (50.0%)
27	20名	8名 (40.0%)	12名 (60.0%)
28	20名	8名 (40.0%)	12名 (60.0%)

**(ウ) 入学者数**

入学者数は、前記(イ)合格者数と同数である。

**(4) 茨城及び山梨特別推薦**

**ア 試験内容**

茨城特別推薦及び山梨特別推薦の試験内容は、一般公募推薦入試と同様である。

**イ 選抜状況**

平成25年度から平成28年度まで茨城特別推薦及び山梨特別推薦の受験者数、合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである。

**(ア) 受験者数**

年度	茨城特別推薦			山梨特別推薦		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
25	13名	6名 (46.2%)	7名 (53.8%)	—	—	—
26	23名	14名 (60.9%)	9名 (39.1%)	—	—	—
27	17名	10名 (58.8%)	7名 (41.2%)	8名	3名 (37.5%)	5名 (62.5%)
28	18名	8名 (44.4%)	10名 (55.6%)	9名	6名 (66.7%)	3名 (33.3%)

**(イ) 合格者数**

年度	茨城特別推薦			山梨特別推薦		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
25	5名	2名 (40.0%)	3名 (60.0%)	—	—	—
26	8名	4名 (50.0%)	4名 (50.0%)	—	—	—
27	7名	4名 (57.1%)	3名 (42.9%)	2名	1名 (50.0)	1名 (50.0)
28	7名	3名 (42.9%)	4名 (57.1%)	2名	2名 (100%)	0名 (0%)

#### (ウ) 入学者数

入学者数は、前記（イ）合格者数と同数である。

#### (5) 茨城県地域枠入試

前記のとおり、医学科においては、茨城特別推薦の合格者数が、その募集人員（8名以内）を下回った場合、その下回った人数を募集人員と定めて、茨城県地域枠入学試験を実施している。

具体的な募集人員は、平成25年度入試が3名、平成26年度入試が0名、平成27年度入試及び平成28年度入試が各1名である。

平成25年度から平成28年度までの受験者数、第1次試験合格者数、第2次試験合格者数及び入学者数は、それぞれ次のとおりである。

#### ア 受験者数

年度	受験者数		
	合計	男性	女性
25	7名	4名 (57.1%)	3名 (42.9%)
26	—	—	—
27	3名	0名 (0%)	3名 (100%)
28	9名	5名 (55.6%)	4名 (44.4%)

イ 第1次試験合格者数

年度	第1次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
25	1名	0名 (0%)	1名 (100%)
26	—	—	—
27	2名	0名 (0%)	2名 (100%)
28	1名	1名 (100%)	0名 (0%)

ウ 第2次試験合格者数

年度	第2次試験の合格者数		
	合計	男性	女性
25	1名	0名 (0%)	1名 (100%)
26	—	—	—
27	1名	0名 (0%)	1名 (100%)
28	1名	1名 (100%)	0名 (0%)

エ 入学者数

年度	入学者数		
	合計	男性	女性
25	1名	0名 (0%)	1名 (100%)

26	—	—	—
27	1名	0名 (0%)	1名 (100%)
28	1名	1名 (100%)	0名 (0%)

### (6) 入学者数の総計

前記各入試制度に基づいて平成25年度から平成28年度までの間に、医学科に入学した者の総数は、次のとおりである。

年度	入学者数		
	合計	男性	女性
25	118名	70名 (59.3%)	48名 (40.7%)
26	120名	85名 (70.8%)	35名 (29.2%)
27	120名	75名 (62.5%)	45名 (37.5%)
28	120名	75名 (62.5%)	45名 (37.5%)

## 5 入試関係データの利用・保管状況

入試関係データの利用・保管状況は、第一次報告書で記載したものと同様である。

### 第4 平成25年度ないし平成28年度医学科入試における問題行為

当委員会は、平成25年度ないし平成28年度医学科入試について調査を行う中で、「公正かつ妥当な方法」による入学者の選定とは認めがたい行為<sup>[13]</sup>（以下「問

<sup>13</sup> 文部科学省高等教育局大学振興課大学入学室は、平成30年12月14日、「医学科医学部の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」を公表した。また、平成30年11月16日には、一般社団法人全国医学部長病院長会議が「大学医学部入学試験制度に関する規範」を公表した。それら自体は法的拘束力を持つものではないが、東京医大の入学試験を評価・検討するに当たって参考にすべきものと考えられるところ、それらを踏まえても、東京医大の入学試験における問題行為に対

題行為」という。)が存在することを確認するに至った。

その主要なものは、平成29年度及び平成30年度医学科入試においても行われていた「属性調整」と「個別調整」の2点であるが(第一次報告書参照)[14]、平成25年度ないし平成28年度医学科入試について、以下のとおり、「属性調整」と「個別調整」以外の新たな問題行為が複数確認された。

## 1 平成26年度推薦入試合否判定における問題行為

平成30年度推薦入試合否判定において、女性に不利益な合否判定結果となった強い疑いが存在したことは、第一次報告書で詳しく報告したが、平成25年度ないし平成28年度推薦入試合否判定で用いられた推薦入試合合格者選定名簿についても同様の視点から分析したところ、平成26年度推薦入試について、以下の各事実が確認できた。

- ① 平成26年度推薦入試合合格者が28名であったこと、合格者の内訳が男性14名、女性14名であったこと
- ② 合計点の順位が1位から15位の受験生は全員合格したこと、この合格者の内訳が男性4名、女性11名であったこと
- ③ 合計点の順位が16位から29位(一般公募推薦入試合合格者の中で最も低い順位)までの間の受験生14名のうち、10名が合格し、4名が不合格であったところ、このうち、男性は、全員(8名)が合格したのに対し、女性は、合格者が2名にとどまり、しかもこの2名は、基礎学力検査で個別調整がされた受験生又は茨城特別推薦入試合の受験生のいずれかであったこと

以上の①ないし③の事実は、推薦入試合合格者選定名簿から読み取れる客観的な事実であり、さらに、前年である平成25年度の医学科入学者に占める女性の割合が40.7%と、他年度と比べて高かったこと[15]も併せ考えれば、平成26年度推薦入試合の合否判定に際し、結果として女性に不利益な取り扱いとなった疑いがある。

一方、平成25年度、平成27年度及び平成28年度推薦入試合合格者選定名簿に

---

する当委員会の評価は、第一次報告書及び本報告書に記載のとおりである。

- 14 なお、学務課職員への個別調整の指示は、臼井氏が理事長に就任するまでは、学長である臼井氏によって行われており、臼井氏が理事長に就任した平成26年度入試以降は、理事長である臼井氏ないし学長である鈴木氏によって行われていたようである。
- 15 平成30年度推薦入試合否判定において女性に不利益な合否判定が行われた動機・背景の一つとして、その前年である平成29年度の入学者に占める女子の割合が高かったことがある可能性が高い(第一次報告書参照)。

については、同様の分析を行うなど調査を行ったが、合否判定において性別を考慮した形跡は見受けられなかった。

## 2 その他の問題行為

当委員会は、以下のとおり、その他の問題行為を複数確認した。

### (1) 小論文の得点変更（平成25年度及び平成26年度）

#### ア 問題行為の内容

##### (ア)「小論文検討会」での問題行為

「小論文検討会」は、表向きは、採点委員間で小論文の採点結果が大きく開くことがありうるので、その答案を見直すことにより適正な評価を行う目的を有する会議として実施されていた（少なくとも、「小論文検討会」に出席していた入試委員<sup>[16]</sup>や学務課職員は、そのように認識していたようである。）。

しかし、実際には、臼井氏が、特定の受験生に対して恣意的な加点を行う場になっていた。具体的には、臼井氏が、加点対象の受験生の受験番号と仮番号を記載したメモ<sup>[17]</sup>を「小論文検討会」に持参し、事情を知るA氏（当時副学長）とともに、加点対象の受験生の答案を検討するときに、「もっと高くてもよいのでは。」などと意見を言い、事情を知らない他の出席者の同意を得た上で、加点をするという方法がとられていた。

##### (イ)「小論文検討会」終了後の問題行為

A氏は、「小論文検討会」終了後に回収されるべき小論文の答案用紙や小論文素点リストを小論文検討会の場の外に持ち帰っていた。A氏は、答案用紙等を持ち帰った理由について、「小論文検討会」において、臼井氏からの指示通りに特定の受験生に対し加点ができているかを確認するために持ち帰ったと述べている。また、当時の資料からすると、A氏は、答案用紙を持ち帰った日の翌日、A氏が持ち帰った後の確認・検討結果<sup>[18]</sup>を、臼井氏とともに、入試用システムに入力するように学務課の職員に指示し、入試用システム上のデータに反映させていた。

---

<sup>16</sup> 臼井氏及びA氏を除く。

<sup>17</sup> 本来、受験番号と仮番号との対応関係は、採点上の不正を防ぐために、学務課職員以外の者は知らないはずであり、これを臼井氏が知っていること自体が問題である。しかし、臼井氏の情報入手経路については確認できなかった。

<sup>18</sup> A氏が持ち帰った後の検討がどのようなものであったかは確認できていない。

## (ウ) 小括

以上の臼井氏及びA氏の行為は、特定の受験生の得点に対してまさに個別加点を行うものに他ならず、「公正かつ妥当な方法」による入学者の選定過程の一部とは認められない。

## イ 「小論文検討会」における小論文の得点変更自体についての評価

「小論文検討会」は、①平成25年度及び平成26年度については入試委員会の日程表にも予めその実施が記載されており、入試委員会がその実施を了解していたように考えられること、②実際にも、学長、入試委員及び出題委員が出席して実施されていた<sup>[19]</sup>ことからすると、それ自体は不適切ではないようにも見える。

しかし、「小論文検討会」については、入試委員会規程を含む規程類に根拠（規定）が全く存在しない<sup>[20]</sup>。前記のとおり、採点委員については規定上の根拠がある以上、その採点の変更についても、本来は規定等の根拠が必要というべきである。

また、「小論文検討会」については、その構成や手続が何ら定められておらず、入試手続というには重大な問題があるといわざるを得ない。実際、「小論文検討会」における小論文の得点変更の実情についてみると、得点変更されているのは採点委員間に得点差がある場合に限られておらず、客観的・明確な基準なしに変更がなされており、その適正さは何ら担保されていない。それもあって、臼井氏及びA氏による個別加点の場に利用されてもいる。

そうすると、「小論文検討会」における得点変更は、前記問題行為によるものか否かを問わず、それ自体が「公正かつ妥当な方法」によるものとは言い難い。

そして、「小論文検討会」当日及び翌日になされた得点変更のうち、臼井氏及びA氏の問題行為によるものとそれ以外（つまり、「小論文検討会」の場において、必ずしも不適切な意図によらずになされた変更）とを現時点で完全に区別することは困難である。

以上から、後記の合格者選定名簿の復元において、当委員会としては、小論文検討会での得点変更は、「公正かつ妥当」ではないものとして全て排除することが適切と判断した。

---

<sup>19</sup> ただし、前記のとおり、入試委員全員が参加していたとは認められない。

<sup>20</sup> その実施について教授会、教育委員会及び入試委員会のいずれにおいても明示的な意思決定がなされていたとも認められない



## (2) 個別の減点事例

平成28年度推薦入試では、後記のとおり、基礎学力検査の得点に対する個別調整による加点が確認されるとともに、基礎学力検査の得点に対する減点も確認された<sup>[21]</sup>。

当委員会では、減点の経緯や理由についても調査を行ったが、これらを特定するには至らなかった。

## 第5 属性調整及び個別調整が行われる前の合格者選定名簿の復元及びその分析

前記のとおり、一般入試及びセンター利用入試の合格者選定名簿については、属性調整及び個別調整が行われていたため、当委員会は、学務課等に、それらの調整がなされる前の合格者選定名簿の復元<sup>[22]</sup>を行わせ、その検証を行った（以下、各年度に関する記載のうち（1）から（3））。

また、推薦入試の合格者選定名簿について個別調整が行われた年度も認められたため、当委員会は、当該年度について、学務課に、それらの調整がなされる前の合格者選定名簿の復元を行わせ、その検証を行った（以下、各年度に関する記載のうち（4））。

当委員会は、最善の努力を尽くして合格者選定名簿復元のための資料を収集し、復元作業を行ったが<sup>[23]</sup>、一般入試及びセンター利用入試の属性調整や小論文の得点変更の影響を排除することはできたものの、入試の種別・年度によっては個別調整の全てを特定・排除するに至らなかった。

---

<sup>21</sup> 減点を確認された受験生が2名（いずれも女性）のみであるところ、これらの受験生がいずれも不合格になっていることなどを踏まえると、減点操作は意図的にされた可能性が高い。

<sup>22</sup> 合格者選定名簿の復元は、第一次報告書と同様の方針に基づき、次の方法で行った。  
【属性調整の排除】属性調整のプログラムが作動しないようなプログラム修正がされた復元用入試用システムを設計させ、これによって、合格者選定名簿を作成する。また、すでに属性調整がされている入試用システム上の小論文の点数については、入試用システムに入力された元の点数に復元する。

【個別調整の排除】第1次試験の結果について、次のデータを復元用入試用システムに入力する。

- ・ 入試用システムに入力されたデータ（入試用システムのバックアップデータから復元したもの。入試用システム上のデータ修正履歴から、個別調整による加点があったと認められる場合には、個別調整による加点前の入力データ。）

<sup>23</sup> マークシート読取用PCのフォレンジック、東京地方検察庁における押収物の閲覧・謄写、関係者のヒアリング、及び、東京医大内に残されている資料の収集を行ったが、一部について、すでに保存されていないなどの事情で、資料を取得することができなかった。

## 1 平成25年度入学試験について

### (1) 属性調整及び個別調整がされる前の一般入試及びセンター利用入試合格者選定名簿の復元

一般入試及びセンター利用入試について、別紙25-1ないし25-3のとおり、現時点で可能な限り問題行為の影響を排除した合格者選定名簿の復元をした。

### (2) 復元結果の分析

元の一般・二次合格者選定名簿（以下、元の合格者選定名簿を「旧合格者選定名簿」ということがある。）と、復元した一般・二次合格者選定名簿（以下、復元した合格者選定名簿を「新合格者選定名簿」ということがある。）を対比した結果は、次のとおりである<sup>[24]</sup>。

#### ア 一般入試

- ① 合計点数の順位が225位（同順位となる複数の受験生を含む。）<sup>[25]</sup>以内の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者選定名簿	230名	138名 (60.0%)	92名 (40.0%)
新合格者選定名簿	227名	134名 (59.0%)	93名 (41.0%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が225位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が225位以内となるという受験生は、36名であった。そのうち、男性は24名<sup>[26]</sup>で、現浪別（浪人年数も含む）

<sup>24</sup> この分析は、問題行為による順位の変動の傾向を確認するために行うものである。したがって、この分析により一定の順位以内となることが確認された受験生が、後記第6・2の再判定により、特定受験生であるという判定を受けることを保証するものではない。

<sup>25</sup> 平成25年度一般入試で繰上合格となったのは、225位の受験生までであることから、この順位を一応の基準とした。

<sup>26</sup> うち2名は、高等学校等コード $\geq 51000$ に該当する受験生であった。

以下同じ。)の内訳<sup>[27]</sup>は、現役生が4名、1浪生が1名、2浪生が8名、3浪生が2名、4浪以上の受験生が9名であった<sup>[28]</sup>。

## イ センター利用入試

- ① 合計点数の順位が105位（同順位となる複数の受験生を含む。）<sup>[29]</sup>以内の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	105名	56名 (53.3%)	49名 (46.7%)
新合格者 選定名簿	105名	55名 (52.4%)	50名 (47.6%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が105位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が105位以内となるという受験生は、6名であった。そのうち、男性は3名で、現浪別の内訳は、現役生が1名、2浪生が1名、4浪以上の受験生が1名であった。

### (3) 一般入試及びセンター利用入試における問題行為の特定

- (1) 記載の合格者選定名簿の復元作業に関連して以下の事実が判明した。

#### ア 個別調整の特定

平成25年度一般入試における個別調整と考えられる加点は、次のとおりで

- <sup>27</sup> 後記のとおり、男性については、現浪別に、属性調整による加点がされていたから、当該年度の属性調整の内容に応じて、現浪別の内訳を示すこととした。これに対し、女性については、現役生であるか浪人生であるか否かにかかわらず、属性調整による加点がされていなかったことから、現浪別の内訳を示すことはしない。
- <sup>28</sup> 平成25年度一般・センター利用入試の復元結果の傾向は、後記他年度の復元結果の傾向と異なる。これは、平成25年度一般・センター利用入試では、「小論文検討会」において得点変更がされた受験生が特に多く、合格者選定名簿の復元による順位の変動に「小論文検討会」による得点変更の排除の結果も大きく影響しているものと推測できる。もっとも、このことは、属性調整による影響があったことを否定するものではない。
- <sup>29</sup> 平成25年度センター利用入試で繰上合格となったのは、105位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。

あり、少なくとも<sup>[30]</sup>、12名の受験生に対して個別調整があったと考えられる。なお、平成25年度一般・センター利用入試においては、第2次試験（小論文試験）の点数に対する個別調整と考えられる加点は確認できなかった。

【第1次試験】<sup>[31]</sup>

受験番号	氏名	数学	物理	化学	生物	英語	合計	可否
-	-	10点					10点	繰上合格 ならず (1次補欠)
-	-	15点		10点	5点		30点	繰上合格 (1次補欠)
-	-	5点					5点	合格
-	-	10点				13点	23点	第2次試験 不合格
-	-	5点					5点	繰上合格 (1次補欠)
-	-	15点			15点		30点	繰上合格 ならず (1次補欠)
-	-	15点					15点	第2次試験 不合格
-	-			15点			15点	第2次試験 不合格
-	-	20点					20点	繰上合格 (1次補欠)
-	-	5点					5点	合格
-	-			7点			7点	合格
-	-			13点			13点	第2次試験

<sup>30</sup> 入試用システム上のデータ修正履歴から個別調整による加点を特定できた範囲にとどまる。マークシート読取用PCのフォレンジックを試みたが、合格者選定名簿の復元に必要なマークシート読取用PCで読み取ったデータを復元することができなかった。

<sup>31</sup> いずれの受験生も、臼井氏が加点对象の受験生を集約するために作成したと考えられるメモに記載があった受験生である。

								不合格
--	--	--	--	--	--	--	--	-----

### イ 属性調整の内容の特定

平成25年度一般・センター利用入試における属性調整の内容は、次のとおりである。属性調整は、各採点者の点数に対してそれぞれ行われていた（採点委員は2名であったことから、実際の加算点は、下記表「加算点②」記載の2倍となる。）。

属性調整後の点数	① 小論文点数×0.8+加算点 ② ①を5点単位に繰り上げ
加算点	① 高等学校等コード≥51000 0点 ② 高等学校等コード<51000 男性：現役10点、一浪9点、二浪6点、三浪5.5点、それ以外0点 女性：0点

#### (4) 推薦入試における個別調整

平成25年度推薦入試合格者選定名簿上の基礎学力検査の点数を、東京医大に残っていた元データ（マークシート読取用PCで読み取ったデータ）と突合せさせたが、両者に差異は認められなかった。また、小論文採点表を発見することができなかったことから、平成25年度推薦入試合格者選定名簿の復元はしていない。

## 2 平成26年度入学試験について

### (1) 属性及び個別調整前の一般入試及びセンター利用入試合格者選定名簿の復元

別紙26-1ないし26-3のとおり、問題行為の影響を、現時点で可能な限り排除した合格者選定名簿の復元をした。

### (2) 復元結果の分析

旧合格者選定名簿と、新合格者選定名簿を対比した結果は、次のとおりである。

#### ア 一般入試

- ① 合計点数の順位が280位（同順位となる複数の受験生を含む。）<sup>[32]</sup>以内

<sup>32</sup> 平成26年度一般入試で繰上合格となったのは、280位までの受験生であること

の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	284名	226名 (79.6%)	58名 (20.4%)
新合格者 選定名簿	282名	210名 (74.5%)	72名 (25.5%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が280位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が280位以内となるという受験生は、23名であった。そのうち、男性は7名で、現浪別の内訳は、3浪生が2名、4浪以上の受験生が5名であった。

**イ センター利用入試**

- ① 合計点数の順位が124位（同順位となる複数の受験生を含む。）<sup>[33]</sup>以内の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	124名	69名 (55.6%)	55名 (44.4%)
新合格者 選定名簿	124名	68名 (54.8%)	56名 (45.2%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が124位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が124位以内となるという受験生は、1名（女性）であった。

**(3) 一般入試及びセンター利用入試における問題行為の特定**

- (1) 記載の合格者選定名簿の復元作業に関連して以下の事実が判明した。

**ア 個別調整の特定**

平成26年度一般入試における個別調整と考えられる加点は、次のとおり

から、この順位を一応の基準とした。

<sup>33</sup> 平成26年度センター利用入試で繰上合格となったのは、124位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。

[34]であり、少なくとも[35]、2名の受験生に対して個別調整があったと考えられる。なお、平成26年度一般・センター利用入試においては、第2次試験（小論文試験）の点数に対する個別調整と考えられる加点は確認できなかった。

### 【第1次試験】

受験番号	氏名	数学	物理	化学	生物	英語	合計	合否
-	-	38点		15点	22点	20点	95点	繰上合格 (1次補欠)
-	-	13点		22点			35点	繰上合格 (1次補欠)

### イ 属性調整の内容の特定

平成26年度一般・センター利用入試における属性調整の内容は、平成25年度一般・センター利用入試における属性調整の内容と同じである。

#### (4) 推薦入試について

平成26年度推薦入試合格者選定名簿上の基礎学力検査の点数を、東京医大に残っていた元データ（マークシート読取用PCで読み取ったデータ）と突合させたところ、両者に差異が認められ、いずれも差異の程度からして、個別調整による加点であると考えられる。そのうち、4名の受験生は、個別調整による加点が認められるものの、不合格になっている。

別紙26-4のとおり、問題行為の影響を現時点で可能な限り排除した平成26年度推薦入試合格者選定名簿の復元をしたが、小論文採点表を発見することができず、合格者選定名簿上の小論文の点数との突合ができなかったことか

<sup>34</sup> 合計で95点という加点はすでに判明している他の個別調整による加点と比較しても特に加点の程度が大きい。個別調整の特定は、入試用システム上のデータ修正履歴から検出する方法で行っているところ、検出された事例のうち、関係資料（臼井氏又は鈴木氏が加点対象の受験生を集約するために作成したと考えられるメモ等）が取得できた年度（平成25年度及び平成27年度）について、検出された個別調整の事例が、関係資料とも整合しているから、個別調整の特定方法として信用できる。前記受験生に対する加点も、同様の方法により特定されている以上、これが個別調整による加点である可能性は高い。

<sup>35</sup> 入試用システム上のデータ修正履歴から個別調整による加点を特定できた範囲にとどまる。また、マークシート読取用PCのフォレンジックを試みたが、合格者選定名簿の復元に必要なマークシート読取用PCで読み取ったデータを復元することができなかった。

ら、平成26年度推薦入試合格者選定名簿の復元は、基礎学力検査の個別調整を排除する限度にとどまる。

基礎学力検査の得点に対する個別調整と考えられる加点は、次のとおりである。

受験番号	氏名	加点点前 (①)	加点点後 (②)	② - ① [36]	合否
-	-	65.0%	72.5%	7.5%	不合格
-	-	85.0%	87.5%	2.5%	合格
-	-	67.5%	75.0%	2.5%	不合格
-	-	67.5%	72.5%	5.0%	合格
-	-	60.0%	67.5%	7.5%	不合格
-	-	77.5%	85.0%	7.5%	合格
-	-	70.0%	77.5%	7.5%	合格
-	-	65.0%	72.5%	7.5%	合格
-	-	67.5%	75.0%	7.5%	不合格
-	-	67.5%	77.5%	10.0%	合格

### 3 平成27年度入学試験について

#### (1) 属性及び個別調整前の一般入試及びセンター利用入試合格者選定名簿の復元

別紙27-1ないし27-3のとおり、問題行為の影響を、現時点で可能な限り排除した合格者選定名簿の復元をした。

#### (2) 復元結果の分析

旧合格者選定名簿と、新合格者選定名簿を対比した結果は、次のとおりである。

##### ア 一般入試

- ① 合計点数の順位が198位（同順位となる複数の受験生を含む。）<sup>[37]</sup>以内の受験生の男女比

<sup>36</sup> 平成26年度推薦入試では、基礎学力検査は、マークシート読取用PCで読み取ったデータ上、得点率が表示されるようになっていた。合格者選定名簿上の基礎学力検査の得点は、500点満点×得点率となっていた。  
表における「② - ①」は、元データ（得点率）の差異である。

<sup>37</sup> 平成27年度一般入試で繰上合格となったのは、198位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。



	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	213名	146名 (68.5%)	67名 (31.5%)
新合格者 選定名簿	201名	116名 (57.7%)	85名 (42.3%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が198位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が198位以内となるという受験生は、22名であった。そのうち、男性は4名で、現浪別の内訳は、2浪生が1名、3浪以上の受験生が3名であった。

### イ センター利用入試

- ① 合計点数の順位が113位（同順位となる複数の受験生を含む。）<sup>[38]</sup>以内の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	113名	59名 (52.2%)	54名 (47.8%)
新合格者 選定名簿	113名	59名 (52.2%)	54名 (47.8%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が113位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が113位以内となるという受験生は、いなかった。

### (3) 一般入試及びセンター利用入試における問題行為の特定

- (1) 記載の合格者選定名簿の復元作業に関連して以下の事実が判明した。

#### ア 個別調整の特定

平成27年度一般・センター利用入試における個別調整と考えられる加点は、次のとおりであり、少なくとも<sup>[39]</sup>、13名（延べ14名）の受験生に対して

<sup>38</sup> 平成27年度センター利用入試で繰上合格となったのは、113位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。

<sup>39</sup> 入試用システム上のデータ修正履歴から個別調整による加点を特定できた範囲にと

個別調整があったと考えられる。

第2次試験については、小論文採点表を発見できなかったため、個別調整の内容を特定することができず、個別調整の排除ができなかった。もともと、第2次試験で個別調整による加点を受けて合格した受験生は、個別調整による加点を受けても、繰上合格をしたにとどまっている（1次補欠者とされたに過ぎない）ことから、個別調整により、合格圏外から合格圏内に入った可能性が高い（すなわち、個別調整がされたことにより、不利益を被った受験生が存在する可能性が高い。）<sup>[40]</sup>。

① 第1次試験<sup>[41]</sup>

受験番号	氏名	数学	物理	化学	生物	英語	合計	合否
-	-	20点					20点	繰上合格 (1次補欠)
-	-			21点			21点	第2次試験 不合格
-	-					20点	20点	第2次試験 不合格
-	-			6点		6点	12点	繰上合格 (1次補欠)
-	-			9点		12点	21点	第2次試験 不合格

② 第2次試験<sup>[42]</sup>

どまる。マークシート読取用PCのフォレンジックを試みたが、合格者選定名簿の復元に必要なマークシート読取用PCで読み取ったデータを復元することができなかった。

- <sup>40</sup> 個別調整の他に属性調整もされており、これによる更なる順位の変動が生じることから、個別調整による加点を受けた受験生について、個別調整がされなくとも合格圏内に入っていた可能性がないとも言いきれない。
- <sup>41</sup> 複数の受験生が、臼井氏又は鈴木氏が加点対象の受験生を集約するために作成したと考えられるメモに記載があった。
- <sup>42</sup> 複数の受験生が、臼井氏又は鈴木氏が加点対象の受験生を集約するために作成したと考えられるメモに記載があった。

受験番号	氏名	小論文Ⅰ	小論文Ⅱ	合否
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	—	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	—	○	繰上合格（1次補欠）

### イ 属性調整の内容の特定

平成27年度一般・センター利用入試における属性調整の内容は、次のとおりである。属性調整は、各採点者の点数に対してそれぞれ行われていた（採点委員は2名であったことから、実際の加算点は、下記表「加算点②」記載の2倍となる。）。

属性調整後の点数	① 小論文点数×0.75+加算点 ② ①を2点単位に繰り上げ ※小論文は100点満点で採点される。その得点を入試用システムに入力すると20点満点に変換され、その後に属性調整がされる。
加算点	① 高等学校等コード≥51000 0点 ② 高等学校等コード<51000 男性：現役5点、一浪4点、二浪3点、それ以外0点 女性：0点

### (4) 推薦入試について

平成27年度推薦入試合格者選定名簿上の基礎学力検査の点数を、東京医大に残っていた元データ（マークシート読取用PCで読み取ったデータ）と突合させたが、両者に差異は認められなかった。また、小論文採点表を発見することができなかったことから、平成27年度推薦入試合格者選定名簿の復元はしていない。

#### 4 平成28年度入学試験について

##### (1) 属性及び個別調整前の一般入試及びセンター利用入試合格者選定名簿の復元

別紙28-1ないし28-2のとおり、問題行為の影響を、現時点で可能な限り排除した合格者選定名簿の復元をした。一般1次合格者選定名簿の復元を行っていない理由については後述する。

##### (2) 復元結果の分析

旧合格者選定名簿と、新合格者選定名簿を対比した結果は、次のとおりである。

##### ア 一般入試

- ① 合計点数の順位が184位（同順位となる複数の受験生を含む。）<sup>[43]</sup>以内の受験生の男女比

	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	191名	141名 (73.8%)	50名 (26.2%)
新合格者 選定名簿	186名	121名 (65.1%)	65名 (34.9%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が184位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が184位以内となるという受験生は、20名であった。そのうち、男性は5名で、いずれも、3浪以上の受験生であった。

##### イ センター利用入試

- ① 合計点数の順位が84位（同順位となる複数の受験生を含む。）<sup>[44]</sup>以内の受験生の男女比

<sup>43</sup> 平成28年度一般入試で繰上合格となったのは、184位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。

<sup>44</sup> 平成28年度センター利用入試で繰上合格となったのは、84位までの受験生であることから、この順位を一応の基準とした。

	合計	男性	女性
旧合格者 選定名簿	86名	57名 (66.3%)	29名 (33.7%)
新合格者 選定名簿	84名	54名 (64.3%)	30名 (35.7%)

- ② 旧合格者選定名簿では合計点数の順位が84位より低かったが、新合格者選定名簿では合計点数の順位が84位以内となるという受験生は、1名（女性）であった。

### (3) 問題行為の特定

- (1) 記載の合格者選定名簿の復元作業に関連して以下の事実が判明した。

#### ア 個別調整の特定

平成28年度一般入試における個別調整と考えられる加点は、次のとおりであり、少なくとも、7名の受験生に対して個別調整があったと考えられる。なお、平成28年度一般・センター利用入試においては、第1次試験の点数に対する個別調整と考えられる加点は入手し得た資料及びデータから明確に確認できなかった<sup>[45]</sup>。そのため、平成28年度一般1次合格者選定名簿は復元していない。

第2次試験については、小論文採点表を発見できなかったため、個別調整の内容を特定できず、個別調整を排除できなかった。もっとも、前記のとおり、個別調整がされたことにより、不利益を被った受験生が存在する可能性が高い。

#### 【第2次試験】<sup>[46]</sup>

受験番号	氏名	小論文Ⅰ	小論文Ⅱ	合否
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）

- <sup>45</sup> 入試用システム上のデータ修正履歴からは個別調整による加点を確認できなかった。また、マークシート読取用PCのフォレンジックを試みたが、合格者選定名簿の復元に必要なマークシート読取用PCで読み取ったデータを復元することができなかった。
- <sup>46</sup> 複数の受験生が、臼井氏又は鈴木氏が加点対象の受験生を集約するために作成したと考えられるメモ（前年度である平成27年度のもの）に記載があった。平成27年度入試に引き続いて、個別調整による加点対象になったものと考えられる。

-	-	○	—	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	第2次試験不合格
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格（1次補欠）
-	-	○	○	繰上合格ならず（2次補欠）

## イ 属性調整の内容の特定

平成28年度一般・センター利用入試における属性調整の内容は、平成27年度一般・センター利用入試における属性調整の内容と同じである。

### (4) 推薦入試について

平成28年度推薦入試合格者選定名簿上の基礎学力検査の点数を、東京医大に残っていた元データ（マークシート読取用PCで読み取ったデータ）と突合させたところ、両者に差異が認められた。いずれも差異の程度や加点や減点を確認された人数が限定されていることから、個別調整による加点又は減点であると考えられる。

別紙28-3のとおり、問題行為の影響を現時点で可能な限り排除した平成28年度推薦入試合格者選定名簿の復元をしたが、小論文採点表を発見することができず、合格者選定名簿上の小論文の点数との突合ができなかったことから、平成28年度推薦入試合格者選定名簿の復元は、基礎学力検査の個別調整を排除する限度にとどまる。

個別調整によると考えられる加点は、次のとおりである。

受験番号	氏名	加点前 (①)	加点後 (②)	② - ① [47]	合否
-	-	77.5%	82.5%	5.0%	合格
-	-	75.0%	80.0%	5.0%	合格
-	-	85.0%	90.0%	5.0%	合格
-	-	77.5%	80.0%	2.5%	合格
-	-	82.5%	90.0%	7.5%	合格
-	-	77.5%	82.5%	5.0%	合格

<sup>47</sup> 平成26年度推薦入試では、基礎学力検査は、マークシート読取用PCで読み取ったデータ上、得点率が表示されるようになっていた。合格者選定名簿上の基礎学力検査の得点は、500点満点×得点率となっていた。表における「② - ①」は、元データ（得点率）の差異である。

また、確認できた減点事例は、次のとおりである。

受験番号	氏名	減点前 (①)	減点后 (②)	② - ①	合否
-	-	80.0%	77.5%	-2.5%	不合格
-	-	80.0%	77.5%	-2.5%	不合格

## 5 合格者選定名簿の復元の結果のまとめ

以上の当委員会による合格者選定名簿の復元の結果についてまとめると、以下のとおりである。個別調整の列において空白の欄は、当委員会の調査の範囲内では、個別調整は検出されなかった。

### ① 一般・センター利用入試

年度	個別調整		属性調整	その他
	第1次試験	第2次試験		
25	12名に対する個別調整を特定し、いずれも排除した。		特定し、排除した。	「小論文検討会」による得点変更を排除した。
26	2名に対する個別調整を特定し、いずれも排除した。		特定し、排除した。	「小論文検討会」による得点変更を排除した。
27	5名に対する個別調整を特定し、いずれも排除した。	9名に対する個別調整の存在を確認したが、その内容を特定し、排除することができなかった。	特定し、排除した。	
28		7名に対する個別調整の存在を確認したが、その内容を特定し、排除することができなかった。	特定し、排除した。	

### ② 推薦入試

年度	個別調整		その他
	基礎学力検査	小論文	
25			
26	10名に対する個別調整を特定し、いずれも排除した。		
27			
28	6名に対する個別調整を特定し、いずれも排除した。		2名に対する減点事例を特定し、いずれも排除した。

## 第6 平成25年度ないし平成28年度医学科入試受験生に対する対応について

### 1 前提

第一次報告書第6で述べたとおり、女性・多浪という属性に着目した点数調整及び合否判定並びに個別の受験生に対する点数調整は、入試の公正に反するものであって許されるものではない。また、前記のとおり「小論文検討会」における得点変更もまた、公正かつ妥当な方法による入試手続によるものとは言えない。したがって、本報告書第4及び第5記載の各問題行為による影響は、可能な限り全て排除すべきである。

この観点に立って、当委員会では、現時点で取得しうる資料をもって、最善の努力を尽くして平成25年度ないし平成28年度医学科入学試験にかかる合格者選定名簿を復元したが、平成27年度及び平成28年度一般・センター利用入試の第2次試験の分については、個別調整の対象となった受験生は特定できたものの、調整内容を完全に特定するに至らず、そのため、個別調整の結果を排除することができなかった。

その結果、平成27年度及び平成28年度入試については、本来合格圏外であるはずの個別調整の対象者（平成27年度につき最大9名、平成28年度につき最大7名）が復元した合格者選定名簿の合格圏内に残り、その分、本来合格圏内にあるべき受験生が合格圏外に外れてしまっている可能性があり、かかる不利益を被った可能性のある受験生に対するものを含めて、相当な救済が可能となる措置を取る必要がある。

もとより別紙の合格者選定名簿は、現時点で残存している資料をもとに復元している以上、その他の部分についても完全な正確性は保証できない。また、第一次報告書記載のとおり、当該年度の入学自体は既に履行不能となっているとも考えられる。これらのことからすると、もはや、入試手続において本来予定されている合否判定を行うことはできないというしかない。

しかし、当委員会には、東京医大の法的な責任を判断することではなく、東京医



大がその社会的責任を果たし、信頼回復に向けた対応を行うことに資するための提言を行うことが求められているとの理解で、以上の点を考慮して、次のとおり提言する。

## 2 提言

(1) 平成25年度ないし平成28年度の一般入試及びセンター試験利用入試の第2次試験並びに平成26年度及び平成28年度の推薦入試（一般公募推薦入試、茨城特別推薦及び山梨特別推薦）につき、速やかに入試委員会を開催し、それぞれの入試に対応する別紙合格者選定名簿をもって、仮に本来の合否判定過程を経ていれば合格と判定されるべきであった受験生（以下「特定受験生」という。）を改めて判定すること（以下、この判定手続を「再判定」という。）。但し、平成27年度及び平成28年度一般・センター利用入試の第2次試験において個別調整の対象となった前記受験生（平成27年度入試につき9名、平成28年度入試につき7名）は、当該試験の再判定を行うに当たっては、判定の対象から除外すること。

また、再判定の際には、以下の点を遵守するものとし、再判定の結果は速やかに公表すること。

ア 一切の性差別の禁止

イ 多浪である受験生（高校卒業年度から何年経過した者を多浪とするかは東京医大の判断に拠る。）について再判定を慎重に行うにしても、多浪であるとの一事をもって排除せず、合格圏内にあたらないと判定する場合には明確で説明可能な理由によるべきこと

ウ 再判定においては、募集要項に定められた事項、すなわち第1次試験の学力試験成績、第2次試験の小論文、適性検査及び面接の結果並びに調査書の記載（調査書が提出できない場合は、志願書に記載されている経歴等に基づいた面接の結果）のみをもって判断すること。とりわけ、受験生側からの依頼の有無に関わらず、受験生又はその保護者の属性、社会的身分又は寄付の意向等の事情を再判定に際して考慮しないこと

エ 再判定に携わる入試委員の人选を公正に行った上、再判定の場に第三者を立ち合わせるなど入試プロセスを透明化し、議事録の作成・保存を含めてこれを記録化すること

(2) 前記(1)の再判定により特定受験生と判定された受験生に対して、平成29年度及び平成30年度入試の追加合格者に対するものと同じ措置を採るか否かは、

東京医大の判断に拠るべきであるが<sup>[48]</sup>、その取扱いを明確に定め、再判定の結果と同時に公表すべきこと。

併せて、特定受験生からの補償等の請求があった場合には、これに誠実に向き合い、対処すべきこと。

- (3) 平成25年度ないし平成27年度の一般入試の第1次試験につき、速やかに入試委員会を開催し、別紙25-1、26-1及び27-1をもって、仮に本来の合否判定過程を経れば合格と判定されるべきであった受験生を改めて判定し、その結果を公表すること。なお、この判定の際には、第1次試験の学力試験成績のみを考慮するほか、前記(1)アからエに準じた判定を行うこと。また、かかる判定により新たに第1次試験合格と判定された者からの補償等の請求があった場合には、これに誠実に向き合い、対処すべきこと。

---

<sup>48</sup> 第一次報告書脚注37記載のとおり、大学は、入学定員を著しく超えて入学させないことが求められている(大学設置基準18条3項、平成29年文科高第236号通知)うえに、医学部はその教育の一環として実習制度を予定していることもあり、特に定員管理が求められているといえる。また、過去の入学試験における学力・適性をどの範囲で現在ないしは入学時点における学力・適性と考えることができるのか、ということについては、大学教育という専門的・教育的な観点からの検討及び判断が必要であると考えられる。これらの事情も踏まえて、当委員会の提言は、上記の範囲にとどめるものとする。

## 第7 平成31年度入試に関する改善策について

東京医大は、内部調査委員会の報告書及び第一次報告書により明らかになった不正の具体的な態様を踏まえ、平成31年度入試について後記1記載の各改善策（以下「入試改善策」という。）を検討し、講じているところである。

それらに対する評価は、本件の原因等に関する当委員会としての認定・評価と併せて報告することが望ましいところであるが、平成31年度入試が既に始まっていることに鑑み、第一次報告書及び本報告書で判明した事実関係を踏まえて、本項において入試改善策の具体的な内容及びこれに対する当委員会の評価を述べる。

### 1 入試改善策の具体的な内容

#### (1) 入試改善委員会の設置

東京医大は、平成30年7月10日、学長職務代理（当時）直轄の委員会として、入試改善委員会を設置した。この構成員には、これまで入試委員会に選任されていない基礎社会医学系の主任教授と一般教育の教授からそれぞれ選出された4名の教授が就任した。同委員会は、同年10月19日までに7回開催され、後記（2）で述べる入試改善策を審議・提案した。

なお、同委員会は、同月23日、平成31年度入試に関して新たに設置された入試委員会（以下「新入試委員会」という。）にその審議結果を引き継いだ。

#### (2) 入試改善委員会の提案

入試改善委員会が提案した入試改善策は次の①ないし⑦のとおりである。東京医大によれば、平成31年度推薦入試に先立ち①②⑤⑥は既に実施済とのことである。

提案	入試改善策の内容
①入試業務の執務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試用P Cが設置された執務室に監視カメラを設置する</li> <li>・入試用P Cのアクセスログを記録する</li> <li>・学務課職員が入試用P Cへ点数を入力する際に入試委員が立ち会い監視する</li> <li>・入試用P Cが設置された執務室に静脈認証装置を設置し、入試に関連する学務課職員以外が入室できないようにする</li> </ul>
②入試委員会の構成及び選任要件の変更	<p>平成30年8月29日の教育委員会で、新たに入試選考委員会規程（以下「新入試委員会規程」という。）を制定した</p> <p><b>【新入試委員会規程の要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部（学長、副学長、副学長補）は入試委員に就任できない</li> <li>・任期中に東京医大を受験する可能性がある親族がいる者も同様とする</li> <li>・入試委員は入試委員会規程を遵守する旨の誓約書を提出する</li> <li>・委員会の議事録を作成する（議決の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席委員2人がこれに署名及び捺印をする）</li> </ul>
③入学試験監査委員会（以下「入試監査委員会」という。）の新設とこれによる監査	<p>平成30年10月16日の教授会で、新たに入試監査委員会規程を策定した</p> <p><b>【入試監査委員会規程の要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会は次の任務を負う <ul style="list-style-type: none"> <li>・入試委員会、教育委員会、及び教授会の審議、承認過程の適正性の検証</li> <li>・入試における合格者選考が公正、公平に実施されていることの検証</li> </ul> </li> <li>・その他、入試の公正性を確保するために必要な事項を理事長及び学長へ提言する</li> <li>・委員の任命は、学長が推薦し、理事会の議を経て理事長が行う</li> <li>・委員は外部委員3人以上とする</li> </ul>

④アドミッションセンターの有効稼働	東京医大のアドミッションポリシーに沿った入学者の獲得のために必要な入試制度の構築について検討し、入試委員会に提言する
⑤平成30年度入試以前に行われていた「適性試験」の不実施	平成31年度入試では、従前行われていた「適性試験」を実施しないこととした
⑥小論文試験及び面接試験の採点方法の変更	平成31年度一般入試においては小論文の採点委員及び一般入試第2次試験の面接委員をそれぞれ1名増員して3名とした
⑦不当な要求の排除の徹底	<p>不当な要求の排除を徹底するため、次の改善策を講じることとした</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入試に関する監事監査を実施する</li> <li>・理事長から独立した新たな内部通報ルートを設定する</li> <li>・内部通報窓口を積極的に活用するよう大学関係者に周知する</li> </ul>

### (3) その他に実施された入試改善策

新入試委員会は、前記(2)で述べた入試改善策に加えて、平成31年度入試に関し、次の⑧ないし⑩の入試改善策を講じることとしており、⑧⑨⑩については、平成31年度推薦入試において既に実施済とのことである。

事項	入試改善策の内容
⑧入試委員会への立ち会い	<p>合否判定を行う入試委員会に次の者が立ち会う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監事</li> <li>・顧問弁護士事務所の弁護士</li> </ul>
⑨教育委員会・教授会の審議の充実	教育委員会及び教授会に、入試委員会で用いるものと同様、受験生の科目別の点数を記載した合格者選定名簿を配布し審議する
⑩入試用システムの確認	システム業者から提供があったシステム中の数式等に不正がないかを、情報システム室がチェックする

①成績開示	<p>受験生から請求があった場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次試験及び二次試験について、合格最低得点及び当該受験生の得点を開示する（推薦入試についても同程度の開示を行う）</li> <li>・合格最低得点に達しているにも関わらず、小論文や面接の結果により不合格となった受験生には、説明のコメントを付す</li> </ul>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 入試改善策の評価等

### (1) 評価

当委員会は、前記1記載の入試改善策は、それらが適切に運用される限り、第一次報告書及び本報告書記載の不正を防止し、平成31年度入試を公正に行うことに資する相当なものとして評価する。その理由は次に述べるとおりである。

#### ア 入試業務の執務環境の改善（入試改善策①）

本件の個別調整は、主として入試用PCを用いて、学務課職員をして秘密裏に点数を調整させることで行われていたことが判明している。従前、入試用PCが設置された執務室には学務課職員であれば誰でも入室することができ、また入試PCのアクセスログの記録もないなど、入試用PCの使用に関するセキュリティは十分に図られていなかった。

今般の入試改善策①により、入試用PCが設置された執務室への入室及び入試用PCの使用が厳格に制限されるなどセキュリティの強化が図られ、また、点数の入力作業に入試委員が立ち会うなど、入試業務の執務環境が改善された。

これにより、入試用PCを用いて秘密裏に点数を調整することは、相当困難になったといえる。

#### イ 入試委員会における審議の適正確保等（入試改善策②③⑧⑨）

本件では、入試委員会において、個別調整等による不正を見抜けなかったばかりか、平成26年度及び平成30年度推薦入試では入試委員会が行った合否判定について女性に不利益な結果となった疑いが存在したことが判明している。

このように入試委員会が不正に関わる結果を招いた一因には、従前の入試委員会の構成員に、受験生関係者から合格の依頼等を受けやすく、また合格者に占める男女比といった入試結果に一定の利害関係を有する可能性がある大学執行部（学長、副学長、及び副学長補）が含まれていたため審議の透明性を確保すべきであったにもかかわらず、審議の経過が不透明であり、また、その審

議内容を事後的に検証すべき教育委員会及び教授会による承認過程も実質的に機能していなかったという事情があった可能性は否定できない。

今般の入試改善策により、

- ・ 入試委員会の構成員から執行部及び親族が東京医大を受験する可能性がある者が除外され、その議決の経過が議事録に記録されることになった（入試改善策②）
- ・ 合否判定が行われる入試委員会には、外部監事及び顧問弁護士事務所の弁護士といった外部の者が立ち会うこととされた（入試改善対策⑧）
- ・ 入試委員会で用いるものと同様の合格者選定名簿が、教育委員会及び教授会へも配布されることとなった（入試改善策⑨）
- ・ 外部委員で構成される入試監査委員会で、入試委員会の審議過程の適正性及び合格者選考が公正・公平に行われているか否かの検証が行われることになった（入試改善対策③）。

これらの入試改善策により、入試委員会での審議の適正性はある程度確保されるといえ、また、その審議の透明性が確保されることで教育委員会及び教授会さらには入試監査委員会による事後的な監視・検証が行える環境が整備されたといえる。

もっとも、入試監査委員会による監査は、事後的に行うのではなく入試委員会の場に立ち会って行うことで一層の効果が期待できることに留意すべきである。

#### ウ 不当な要求の排除の徹底（入試改善策⑦）

本件の個別調整では、理事長や学長が入試を担当する学務課職員に対し、特定の受験生に関する得点調整の指示をしていたことが判明している。

このような指示が不当・不公正であることは明白であるにもかかわらず、職員が当該指示の存在を他に明らかにできなかった一因には、入試業務に関し学校法人の監事による監査が行われてこなかったという事情、及び内部通報窓口への通報内容が理事長に伝達される仕組みが採られていたため理事長による不正を通報しづらかったという事情があったようである。

今般の入試改善策⑦により、入試業務に関しても今後監事による監査が行われることとなり、また、理事長から独立した内部通報ルートが新設され、その旨周知がされた。これらの対策は、理事長や学長による不正の抑止及び発見に一定の効果を有すると考えられる。

#### エ 入試用システムの確認（入試改善策⑩）

東京医大では、平成12年頃から、入試用システムを用いて受験生の点数を

合格者選定名簿に出力していたが、この入試用システムにおいて、平成18年度入試以降、属性調整のシステムが採用されてきたことが判明している。

平成31年度入試では、前記入試用システムを東京医大の情報システム室が独自にチェックし、不正がないことを確認して同システムを採用したとのことである。

これにより、属性調整等の不正なシステムが採用されることは回避できるといえる。

## オ 成績開示（入試改善策⑩）

東京医大では、一般入試における各受験生の成績について、入試手続後に個別的に要求があった場合には開示に応じる運用を採っていたが、そのような運用を採っていることについて、募集要項やホームページに明記するなど積極的に明らかにしてはいなかった。また、推薦入試については、成績開示を一切行っていなかった。

今般の入試改善策⑩により、平成31年度入試では、推薦入試を含めて成績開示に応じることとされた。

本件では、個別調整及び属性調整によって受験生の点数それ自体を操作していたことなどが判明しているところ、受験生に対し事後的に得点を開示し、また合格最低得点に達しているにも関わらず小論文や面接の結果により不合格となった受験生にその説明をすることは、そのような点数調整や合否判定における不正の抑止に一定の効果が期待できると考えられる。

## カ 小括

以上に述べた

- ・ 入試用PCを用いて秘密裏に点数を調整することは相当困難になったこと
- ・ 入試委員会における審議の適正確保等が図られたこと
- ・ 入試委員や学務課職員に対する不当な要求を排除するための複数の対策が取られたこと
- ・ 入試用システムを大学独自にチェックすることで不正なシステムが採用されることは回避されたこと
- ・ 成績開示を行うことで点数操作に対する一定の抑止効果が期待できると

に加えて、

- ・ 成績評価がより客観的に行われるようになったこと（入試改善策⑤⑥）
- ・ アドミッションセンターを有効稼働させることで今後も継続的な入試改



善が期待できること（入試改善策④）

も考慮すると、当委員会としては、これらの入試改善策は、それらが適切に運用される限り、第一次報告書及び本報告書記載の不正を防止し、平成31年度入試を公正に行うことに資する相当なものとして評価することができると思われる。

## （２）今後に向けての留意

前記（１）のとおり、当委員会は、前記１記載の入試改善策は、それらが適切に運用される限り、第一次報告書及び本報告書記載の不正を防止し、平成31年度入試を公正に行うことに資する相当なものとして評価するが、かかる入試改善策のみで、東京医大における入試が、永続的に公正に行われると考えるものではない。

今回の不正の背景には、東京医大の内部に、個別調整（繰上合格における問題行動等を含む）についていえば同窓生を含む特定の大学関係者の子息等を優遇することを許す土壌が、属性調整（合否判定会議における問題行為を含む）についていえば女性や浪人生に比べて男性や現役生を優遇することを正当化する思想が、それぞれ存在していたという事情があることが明らかになっている。

東京医大が入試において二度と不正を繰り返さないためには、このような不正を許す土壌や正当化する思想から決別することを内外に宣言するとともに、大学としての体質を根本的に改善していく努力を継続する事が不可欠である。このような改善を行わない限り、入試を公正に行うことに関する関心は次第に薄れ、合格者選定過程に対する監視・検証機能も徐々に果たされなくなるであろう。

東京医大において、今後、上記の土壌や思想からの決別や大学の体質改善をいかにして図るかに関する一層の検討を行う必要があることに留意すべきである。

以上

## 別紙一覧表

別紙 25 - 1	平成 25 年度一般 1 次合格者選定名簿
別紙 25 - 2	平成 25 年度一般 2 次合格者選定名簿
別紙 25 - 3	平成 25 年度センター 2 次合格者選定名簿
別紙 26 - 1	平成 26 年度一般 1 次合格者選定名簿
別紙 26 - 2	平成 26 年度一般 2 次合格者選定名簿
別紙 26 - 3	平成 26 年度センター 2 次合格者選定名簿
別紙 26 - 4	平成 26 年度推薦合格者選定名簿
別紙 27 - 1	平成 27 年度一般 1 次合格者選定名簿
別紙 27 - 2	平成 27 年度一般 2 次合格者選定名簿
別紙 27 - 3	平成 27 年度センター 2 次合格者選定名簿
別紙 28 - 1	平成 28 年度一般 2 次合格者選定名簿
別紙 28 - 2	平成 28 年度センター 2 次合格者選定名簿
別紙 28 - 3	平成 28 年度推薦合格者選定名簿